平成２９年（フ）第２９号
佐賀市兵庫南２丁目４番１号　メゾネットタミーＡ号室
債務者　松本　靖生
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
佐賀県杵島郡白石町大字牛屋3341番地１
債務者　金谷南海男
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５８号
熊本市北区池田３丁目１番91号　松竹屋第１ハイツ203号
債務者　松木　　洋
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
大分市大字寒田901番地の５（市営１Ａ３－86）
債務者　水谷真木子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目７番地16桜ハイツＴＡＫＥ103号
債務者　前田　秀代
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津2680番地
債務者　池上　麗子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第３８９号
沖縄県那覇市字松川438番地１　首里ハイム観音堂前115
債務者　清水　理恵
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４１１号
沖縄県那覇市字国場968番地１　玉城アパート101
債務者　奥間　　隆
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯218番地
債務者　神谷　麻乃
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６号
青森県八戸市大字新井田字西平31番地24　シティアリーナ１－Ｃ
債務者　日向　啓太
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
青森県三戸郡南部町大字苫米地字四切45番地苫米地駅前団地12号
債務者　小村めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７号
群馬県桐生市広沢町６丁目522番地の１　北川ハイツＡ
債務者　北川　敦大
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第９号
群馬県桐生市広沢町２丁目3320番地の13
債務者　山本基代美（旧姓肥塚）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３０号
三重県鈴鹿市平田本町２丁目４番11号シャトレ平田105号室
債務者　林　　賢吾
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８号
三重県四日市市西富田２丁目７番18号　コンフォート６　１－Ｃ
債務者　宮崎　　修
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
滋賀県甲賀市甲南町野田344番地１－102号
債務者　川本　　暁
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
滋賀県長浜市南小足町478番地１　ヴィラナリー南小足Ⅰ　106号室
債務者　沖山　捷太
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係